

# 小松島市地域防災計画

平成 31 年 2 月

小松島市防災会議



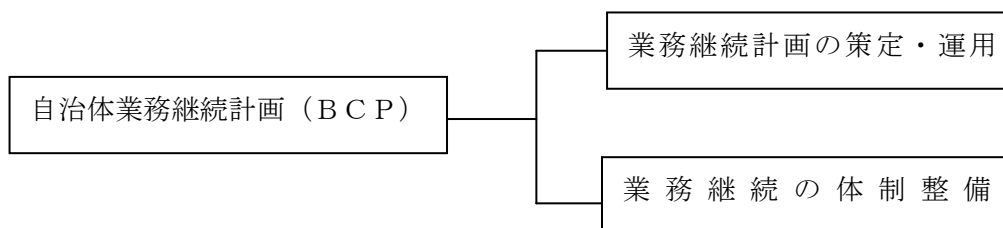
## 第10節 自治体業務継続計画（BCP）

### ○ 計画の趣旨等

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、市自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

そのような中で、市は、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。また一方で、市民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務等の「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため、市は、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努める等、大規模地震時における業務継続の体制を図るものとする。



### 1 業務継続計画（BCP）の策定・運用

主担当課	市民安全課
副担当課	各担当課

市は、次の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図るものとし、小松島市業務継続計画（BCP）を策定・運用するものとする。

- (1) 災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務に必要な人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に行う。
- (3) 非常時優先業務以外の通常業務については、地震発生後しばらくの間、積極的に縮小・中断するものとする。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指すものとする。

### 2 業務継続の体制整備

主担当課	市民安全課
副担当課	各担当課

市は、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努める等、自らの業務継続のための体制整備を進める。

## 第11節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

### ○ 計画の趣旨等

地震防災対策特別措置法の施行により、県は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、県防災計画及び市防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、県の防災対策の強化を図っている。

このため、市は、地震防災上緊急に整備すべき市内の施設等について抽出するとともに、対策の実施に努めるものとする。

- ・ 第一次地震防災緊急事業五箇年計画（平成 8～12 年度）
- ・ 第二次地震防災緊急事業五箇年計画（平成 13～17 年度）
- ・ 第三次地震防災緊急事業五箇年計画（平成 18～22 年度）
- ・ 第四次地震防災緊急事業五箇年計画（平成 23～27 年度）
- ・ 第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成 28～32 年度）

主担当課	市民安全課
副担当課	各担当課

### 1 対象地区

市内全域

### 2 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関等の医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの